

ゴミ減量 4コマまんが

ゴミ出し便利帳でも
分類できないもの **その95**



環境清掃課 ☎ 57-4100

夏休み学生手話教室

福祉課 ☎ 66-1106

と き 8月19日(土) 午後1時30分～3時30分

ところ 勤労福祉会館

対 象 市内在住・在学中～大学生

定 員 20人 (定員を超えた場合は抽選)

参加費 無料

持ち物 筆記用具

申し込み 7月31日(月)までに直接、電話、ファクスで住所・氏名・年齢・電話番号を社会福祉協議会(☎ 69-3911 FAX 69-3993)へ。



スポーツ推進課の事務所を移転します

スポーツ推進課 ☎ 66-1222

スポーツ推進課の事務所を、8月1日(月)～市民体育センターに移転します。



限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新・申請

保険年金課 後期 ☎ 66-1102

国保 ☎ 66-1103

●限度額適用認定証

医療機関窓口に表示することで1カ月に支払う窓口負担金額が自己負担限度額までとなります。

●標準負担額減額認定証

入院時の食事代が減額されます。

1食あたりの入院時の食事代

○市県民税非課税世帯

・90日までの入院 210円

・90日を超える入院(申請月から過去12カ月間の入院日数) 160円

※所得が一定基準に満たない世帯の方で70歳以上の方は申請により入院日数に関わりなく自己負担額は100円。

各認定証の有効期限

7月31日(月)

●後期高齢者医療制度加入の方

現在認定証をお持ちで引き続き同じ認定証が該当する方には、7月下旬に発送します。新たに認定証が必要な方は、申請をしてください。

対 象 市県民税非課税世帯の方または現役並み所得のある方(課税所得690万円以上の方の世帯を除く)

手続きに必要なもの 身分証明書(写真付き1点またはその他2点)、マイナンバーの分かるもの、保険証

●国民健康保険加入の方

認定証は申請により交付されます。8月以降も認定証が必要な方は、7月以降に更新手続きをしてください。新たに必要の方は申請をしてください。

※国保税に滞納があると交付できない場合があります。70歳以上で、現役並み所得世帯(3割負担のうち課税所得690万円以上)である方、市県民税非課税世帯でない方は高齢受給者証が限度額適用認定証の代わりとなります。

手続きに必要なもの 身分証明書(写真付き1点またはその他2点)、世帯主および本人のマイナンバーの分かるもの、認定証(更新の方)



国道23号蒲郡バイパス終日通行止め

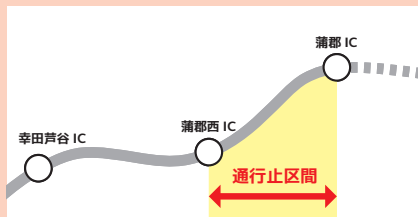
令和6年度開通に向けた工事のため、図の区間は終日通行できません。

と き 9月1日(土)～12月28日(日)

ところ 国道23号蒲郡バイパス(蒲郡IC～蒲郡西IC)

問合先 名四国道事務所(☎ 052-823-7915)

※う回路は後日お知らせします。



道路建設課 ☎ 66-1173